

長泉町グリーンベルト設置基準

令和6年3月
長泉町地域防災課

1. はじめに

本基準は、長泉町内の児童の通学時における交通安全を保持するため、車道と路側帯を視覚的により明確に区分し、車両の速度を抑制させるとともに歩行者の安全確保を目的に長泉町グリーンベルトの設置について、必要な事項を定めるものとします。

2. グリーンベルトとは

グリーンベルトは、車道と歩道が区分されていない道路において、児童が通学に利用する道路であることを示すために、路側帯に緑色（マンセル値5 G 5 / 4）に塗装したものをいいます。

3. 設置の基準

グリーンベルトは、以下の要件を満たす道路に設置します。

- (1) 町が管理する道路（町道）
- (2) 学校長が承認し通学路として指定された道路であり、かつ児童の通学時において交通安全の保持に効果があると認められる道路であること。
- (3) 各小学校を中心に概ね500メートルの区域内において歩道が設置されていない道路であること。
- (4) 各小学校に在籍する児童のうち、概ね2戸班以上の通学班が利用している道路であること。
- (5) 車道が約3メートル以上、かつ路側帯が1メートル以上確保できる道路であること。なお、アスファルト舗装への施工のみとし、側溝等のコンクリート二次製品等の上には施工しないこと。
- (6) グリーンベルトは、外側線（白線15センチメートル）の車道の反対側に原則30センチメートル幅で設置すること。なお、30センチメートルを確保できない場合は、最低15センチメートル以上から設置することができる。
- (7) 既に路側帯が概ね1メートル以上確保されている場合は、グリーンベルトのみ施工することができる。
- (8) 前項の基準にかかわらず、町長が特に必要と認めた道路にはグリーンベルトを設置することができる。

4. 設置の手順

グリーンベルトの設置については、以下の手順により進めるものとします。

- (1) 区長から町に対して「交通安全施設等設置申請書」を提出。
- (2) 町は、前項による区長からの申請内容が前条の設置の基準を満たしているか確認のうえ、その設置の可否を決定し、予算の範囲内で設置。

5. 設置後の安全対策

設置された後の安全対策について、以下のとおり対応します。

- (1) 町は、グリーンベルトの設置区間を維持管理するとともに、グリーンベルトが損耗した場合には、予算の範囲内で適宜補修。
- (2) 町及び教育委員会は、グリーンベルトの意義について町民に対し広く周知。
- (3) 学校長は、グリーンベルトの意義について児童及びその保護者等に周知するとともに、児童に対して安全な登下校について指導。